

北斗市における一般廃棄物収集運搬業の許可に関する審査基準

この基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項及び第6条の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集及び運搬を業として行う場合の許可の審査基準、標準処理期間を定めるものである。

1 審査基準

- (1) 市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。（廃掃法第7条第5項第1号）
 - ・許可の対象となる廃棄物は、次のとおりであること。
 - 引越等に伴い臨時的に多量に家庭から出されるごみ
 - 事業活動により排出されるいわゆる事業系一般廃棄物
 - その他、市が収集運搬を行うことが困難と認められる一般廃棄物
- (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。（廃掃法第7条第5項第2号）
 - ・申請者が一般廃棄物処理実施計画の許可業者に位置付けられていること。
 - ・更新の許可の場合は、更新前2年間で収集運搬実績を有すること。
- (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。（廃掃法第7条第5項第2号）
 - ① 施設に係る基準（廃掃法施行規則第2条の2第1号）
 - イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - ・収集運搬するごみの種別に適した運搬車、運搬容器等を有すること。
 - ・当該収集運搬業を営む事業所の敷地内又は近接した周辺環境に支障のない場所で、運搬車の車庫を有すること。
 - ・運搬車は、現に当該申請に係る収集運搬に使用するものであること。
 - ・原則として積替え保管は行わないこと。
 - ② 申請者の能力に係る基準（廃掃法施行規則第2条の2第2号）
 - イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - ・申請者（法人の場合は、当該業務の担当役員又は当該収集運搬業を営む事業所の代表者）が、下記のいずれかの講習を修了していること。
 - 一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習【有効期限5年】
（一般財団法人日本環境衛生センター）
 - 産業廃棄物収集運搬課程（新規）【有効期限5年】
（特別管理）産業廃棄物収集運搬課程（更新）【有効期限2年】
（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）
 - ・収集運搬業務に携わる従業員を対象に、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、本市のごみ分別等について、年1回以上社内教育を実施していること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確にかつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

- ・当該収集運搬業を営む適法な事業所を有し、常駐の従業員を配置していること。
- ・新規申請の場合は、当該事業を開始するに足りる自己資金又は金融機関からの融資等が確実に得られるものであること。
- ・原則的に、直前2事業年度において、役員報酬、減価償却費等が適正に執行されており、かつ、損益平均値から判断して利益を計上できていること又は自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と負債の額の合計額で除した値）が10%を超えていること。
- ・法人税、所得税、住民税、事業税、固定資産税、及び本市の廃棄物処理手数料、粗大ごみ処理手数料を滞納していないこと。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。（廃掃法第7条第5項第4号）

イ 精神の機能の障害により、業務に必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産者で復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 次の法令等に違反し、罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

廃掃法

浄化槽法（昭和58年法律第43号）

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

騒音規制法（昭和43年法律第98号）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

振動規制法（昭和51年法律第64号）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（平成13年法律第65号）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

刑法（明治40年法律第45号）

第204条【傷害】

第206条【現場助勢】

第208条【暴行】

第208条の2【凶器準備集合及び結集】

第222条【脅迫】

第247条【背任】

暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）

ホ 次の許可を取り消され、取り消された日から 5 年を経過しない者（取り消された法人の役員等であった者を含む）

一般廃棄物収集運搬業、処分業

産業廃棄物収集運搬業、処分業

浄化槽清掃業

ヘ 許可の取消しの処分に係る行政手続法の通知日から当該処分の日までの間に事業の廃止届をした者で、当該届出の日から 5 年を経過しない者

ト 許可の取消しの処分に係る行政手続法の通知日から当該処分の日までの間に事業の廃止届をした法人の役員等で、当該届出の日から 5 年を経過しない者

チ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

2 新規許可について

当該申請を含めた許可業者数が、令和 2 年度末現在の許可業者数を上回る場合は、下記の場合を除き、新規の許可は行わないものとする。また、新規の許可を行う場合でも、申請者は北斗市に事業所（法人の場合は本店）を置く法人又は北斗市民に限定する。

(1) 一般廃棄物処分業の許可を有している者が、廃棄物のリサイクルを推進するための資源化を目的として、自ら収集運搬を行う場合。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の許可を有している法人が合併により消滅し、その代表者が、合併後の法人の代表者となり、その事業を承継する場合。

(3) 他自治体で発生した一般廃棄物を市内の資源化を目的とした施設に積み下ろす場合で、その内容がやむを得ないもの。

(4) 法令等の改正や特殊な一般廃棄物の収集運搬が生じたなどで、市長が特に必要と認める場合。

3 更新許可について

・更新許可の申請は、許可の満了する日の 2 カ月前からすることができる。

・許可の満了する日を経過した場合は、いかなる理由であっても更新許可を申請することはできない。

・更新前 2 年間で収集運搬実績を有すること。

4 提出書類について

申請に必要な提出書類は、別表のとおりとする。

5 標準処理期間の設定について

行政手続法第6条に規定する標準処理期間は30日とする。ただし、標準処理期間は、申請が適法になされた場合の通常要する期間であって、市の責に帰すことのできない事情によって変動する期間、申請内容に不備があった場合の補正に要する期間、必要な資料の提供等を求める場合にあってはその求めに応答するまでの期間は含まれない。

6 その他

この許可基準等は、令和3年10月1日から施行する。

この許可基準等は、必要に応じ見直すことができるものとする。